

第 2 節 がけ・擁壁・ブロック塀等の安全化及び落下物等の防止

大地震が発生した場合には、がけ地や急傾斜地の崩壊、ブロック塀等の倒壊などにより、大きな人的・物的被害を及ぼす可能性がある。

そのため、都は、がけ・擁壁、急傾斜地、宅地造成地及びブロック塀について、安全化対策の推進を図る。

また、地震時に、窓ガラスの破損、ビル外装材などのはく離、広告塔・看板塔の落下等により被害を及ぼす可能性があるものについては、それに対する改善指導を行うなど、安全化対策の推進に努める。

第 1 がけ・擁壁等の安全化

1 急傾斜地の安全化

昭和 30 年代から台地や山間部の急傾斜地周辺まで宅地化が進み、台風や集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害の起こるおそれのある地域が拡大している。

このような災害から、住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年）」が施行されている。

この法律に基づき、東京都では、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事の施行など斜面崩壊を防止するための対策を推進している。なお崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者等が施行することが困難または不相当と認められる場合、都道府県が施行するものとされている。（建設局）

事業目標 (昭 49 年度～)	年次別計画			
	16 年度末状況	17 年度	18 年度	19 年度
(建設局) 急傾斜地崩壊防止施設 95 箇所	34 箇所	4(2)箇所	→	→
事業費百万円		267		

(注) () 内は、当該年度に完了する予定数

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（建設局）

（平成17年2月現在）

番号	地区名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日	工事状況
1	新宿区赤城元町地区	赤城元町、西五軒町、築地町	0.493	昭和49年11月27日	概成
2	北区赤羽西二丁目地区	赤羽西二丁目	0.250	昭和57年3月31日	概成
3	神津島村七軒町地区	神津島村、神津島村滝川	1.350	昭和57年3月31日	概成
4	西多摩郡奥多摩町小留浦地区	留浦字小留浦	2.200	昭和59年3月31日	概成
5	北区赤羽西三丁目地区	赤羽西三丁目	0.308	昭和59年5月15日	概成
6	秋川市草花地区	草花字花ノ岡	0.900	昭和60年3月30日	概成
7	神津島村上の川地区	神津島村	1.900	昭和60年3月30日	概成
8	奥多摩町留浦地区	留浦字留浦	2.856	昭和62年2月23日	概成
9	神津島村上の山地区	神津島村	3.774	昭和62年2月23日	概成
10	北区赤羽西四丁目地区	赤羽西四丁目	0.210	昭和62年10月27日	概成
11	青梅市長洲二丁目地区	長洲二丁目	0.528	平成元年1月28日	概成
12	北区岸町二丁目地区	岸町二丁目、中十条一丁目	0.226	平成元年2月17日	概成
13	八丈島八丈町三根地区	三根	1.540	平成元年2月17日	実施中
14	八王子市初沢町地区	初沢町	1.357	平成2年1月30日	概成
15	奥多摩町原地区	原字上の山、字熱海	1.784	平成2年3月26日	概成
16	大島町波浮港地区	波浮港、波浮港字吹上、波浮港字港洲	2.770	平成2年3月26日	概成
17	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区	千ヶ瀬町五丁目	0.395	平成3年3月1日	概成
18	秋川市折立地区	草花字下折立、字上折立、字折立下夕平	1.765	平成3年3月14日	概成
19	府中市日新町一丁目地区	日新町一丁目、西府町一丁目、本宿町一丁目	0.895	平成3年3月20日	概成
20	北区赤羽西二丁目(2)地区	赤羽西二丁目	0.585	平成3年3月26日	概成
21	五日市町山田地区	山田字北川原、字上分、字下分	1.636	平成3年3月26日	概成
22	三宅村夕景地区	伊ヶ谷、阿古	0.979	平成4年3月23日	概成
23	日野市落川地区	落川、百草	1.076	平成5年12月13日	概成
24	八王子市大和田地区	八王子市大和田七丁目	0.396	平成7年3月15日	概成
25	あきる野市平沢地区	平沢字瀧ノ上、字西ノ前	0.681	平成8年3月8日	概成
26	青梅市御岳山地区	御岳山	0.393	平成8年5月22日	概成
27	神津島村与種地区	神津島村	8.648	平成8年5月22日	概成
28	青梅市青梅地区	青梅字瀧ノ上	0.309	平成9年1月13日	概成
29	大島町岡田地区	岡田字川の道、字助田、字上の山、字苗ノ平	2.952	平成9年1月13日	概成
30	あきる野市伊奈地区	伊奈字上宿、字新宿	0.425	平成10年5月28日	実施中
31	八王子市初沢町地区(2)	初沢町	2.384	平成10年12月2日	実施中
32	三宅村伊ヶ谷地区	伊ヶ谷	1.355	平成10年12月11日	実施中
33	大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛	0.545	平成11年11月5日	実施中
34	羽村市羽西二丁目地区	羽村市羽西二丁目、羽加美四丁目	0.150	平成11年11月24日	概成
35	八王子市横川地区	横川町	0.451	平成13年1月16日	概成
36	多摩市連光寺一丁目地区	多摩市連光寺一丁目ほか地内	3.331	平成14年2月1日	実施中
37	神津島村宮原地区	神津島村	1.914	平成15年3月19日	概成
38	新島村木戸上地区	新島村	0.938	平成15年3月19日	概成
39	瑞穂町箱根ヶ崎地区	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎	0.272	平成15年3月19日	概成
40	日の出町大久野細尾地区	日の出町大久野細尾	2.366	平成15年7月28日	実施中
合計	40地区		57.288		

2 がけ・擁壁の安全化

都は、宅地造成工事規制区域内においては、宅地造成等規制法に基づき、がけ、よう壁の安全について指導、監督を行っている。

新たな宅地造成工事を行う者に対しては安全上の指導を行い、また、既設の宅地造成工事規制区域内の危険ながけ、よう壁の所有者や管理者に対しては宅地造成等規制法に基づき必要な措置を取るよう勧告している。（都市整備局）

事業目標 (平 17～19 年度)	年次別計画			
	16 年度末状況	17 年度	18 年度	19 年度
(都市整備局) 必要な措置をとることの 指導・勧告	約 100 件の勧告	指導・勧告	指導・勧告	指導・勧告
	事業費百万円	—		

第 2 ブロック塀等の安全化及び落下物等の防止

1 ブロック塀等の安全化指導

建築基準法及び関係法令に定める技術基準を満たさないブロック塀は、地震の際に倒壊しやすい。

このため、区市町村が主体となって、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについては必要な補強を行うよう改善指導を行っている。

新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、宮城県沖地震後に改正された（昭和 56 年）建築基準法等の規定を遵守した構造とするよう指導強化を図っている。（都市整備局）

2 窓ガラス等落下物の安全化指導

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震で多く発生した、窓ガラス、タイル等のビル外装材などのいわゆる非構造部材の落下被害を防ぐため、都内 3 階建て以上の中高層建築物について昭和 55 年から平成 2 年まで実態調査を実施しその建物の所有者及び管理者に対し補修等の改善指導を行った。平成 3 年以降は安全指導を重点に、啓発や改修指導を行っている。平成 16 年度末現在で約 97% の改修が完了している。

（都市整備局）

《参考》

	落下のおそれがある建築物	改修棟数 (指導・改善)	改修率
昭和 55 年～平成 2 年実態調査時 (調査棟数 85,615 棟)	8,677 棟	8,069 棟	93%
平成 16 年度末現在の改修状況		8,430(361) 棟	97%

3 屋外広告物に対する安全化指導

震災時には、突出広告物等などの屋外広告物が脱落し、被害をもたらす可能性がある。

このため、都及び区市は、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対して、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。

また、震災対策の観点から、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置し、許可申請時に設置確認及び自己点検報告書の提出をさせるなど指導の強化を図っている。 (都市整備局)